

議案第14号

北本市学童保育室設置及び管理条例の一部改正について

北本市学童保育室設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

平成27年2月20日 提出

北本市長 石津賢治

北本市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市学童保育室設置及び管理条例（平成25年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第8条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第11条（見出しを含む。）中「を利用できる」を「に入室できる」に改める。

第13条の見出しを「(保育時間)」に改め、同条第1項及び第2項中「保育室の利用時間」を「保育時間」に改め、同条第3項中「利用時間」を「保育時間」に改める。

第14条の見出しを「(保育時間の延長)」に改め、同条中「を利用する」を「に入室する」に、「利用時間」を「保育時間」に、「午後7時まで」を「午前7時から午後7時まで」に改める。

第16条の見出しを「(入室の許可)」に改め、同条中「を利用しよう」を「に入室しよう」に、「指定管理者」を「市長」に、「利用の」を「入

室の」に改める。

第17条の見出しを「(入室の許可の取消し)」に改め、同条中「指定管理者は」を「市長は」に、「を利用する」を「に入室する」に、「利用の」を「入室の」に、「利用を」を「入室を」に、「利用許可」を「入室の許可」に改め、同条第2号中「利用料金」を「学童保育料」に改め、同条第3号中「指定管理者が」を「市長が」に改める。

第19条中「を利用する」を「に入室する」に改める。

第20条を次のように改める。

(学童保育料)

第20条 保育室に入室する者は、学童保育料を市長が指定する日までに納入しなければならない。

2 学童保育料は、児童1人につき、当該児童の属する世帯の所得額の状態に応じて月額10,000円(保育時間を延長した場合については、月額200円)を超えない範囲内において規則で定める額とする。

第21条を削り、第22条の見出しを「(学童保育料の減免)」に改め、同条中「指定管理者」を「市長」に、「第20条の規定による利用料金」を「前条第1項に規定する学童保育料」に改め、「市長の承認を得て」を削り、同条を第21条とする。

第23条を第22条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北本市学童保育室設置及び管理条例(以下「新条例」という。)第4条の規定は、平成27年度以後の放課後児童健全育成事業から適用し、平成26年度分までの放課後児童健全育成事業については、なお従前の例による。

3 新条例第8条の規定は、平成27年度以後の事業報告書の作成及び提出について適用し、平成26年度分までの事業報告書の作成及び提出については、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行の際現に改正前の北本市学童保育室設置及び管理条例第16条の規定によりされた利用許可は、新条例第16条の規定によりなされた入室の許可とみなす。
- 5 新条例第20条及び第21条の規定は、平成27年4月分以後の学童保育料から適用し、同年3月分までの利用料金については、なお従前の例による。